

令和 7 年 1 月

太田市議会定例會議案
(議會議案)

目 次

番号	議案番号	件 名	ページ
1	議会議案第5号	義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書	1

議会議案第5号

義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

上記議案を太田市議会会議規則（平成17年太田市議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出いたします。

令和7年12月16日提出

提出者	太田市議会議員	木 村 浩 明
賛成者	同	谷之木 勇 作
	同	岩 瀬 僚
	同	水 野 正 己
	同	神 谷 大 輔
	同	矢 部 伸 幸
	同	松 浦 武 志
	同	高 木 きよし

義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置等解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021年の法改正により小学校の学級編制標準は2025年度までに35人に引き下げられました。また、中学校においては2026年度から引き下げる方針となっています。今後は、高等学校での早

期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれでは、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に引き上げること。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和7年12月16日

太田市議会議長 星野一広

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣

宛て